

景観アドバイザー制度に関するQ A

事業者等の皆様よりいただく主な質問や想定される質問をまとめたものとなります。景観アドバイザー制度に関してご不明な点があった場合にご活用ください。

I 景観アドバイザー制度について

No.	質問	回答
1	事前協議の対象外だが景観アドバイザーに相談したい。どのタイミングで「景観アドバイザー会議相談書」を提出すればよいか。	「景観アドバイザー会議相談書」については、提出時期の定めはありませんので、希望する景観アドバイザー会議の開催日を確認の上、当該会議の書類提出締切日までに書類を提出してください。なお、「景観アドバイザー会議相談書」の提出前に、事前に市にご相談ください。
2	地域住民で景観に関する活動をしたいのだが、どのようなことを景観アドバイザーに相談できるのか。	景観形成に関する地域住民の取組のなかで、重視すべき景観の要素等について景観アドバイザーに知見を求めることができます。なお、景観アドバイザーへの相談を希望される場合は、事前に市にご相談ください。
3	景観アドバイザーの氏名を知りたい。	事業者等が景観アドバイザーに直接意見を求めるなど、不適切と考えられる事例が生じるおそれがあるため、景観アドバイザーの氏名は市ホームページ等での公表はしていません。

II 事前協議について

No.	質問	回答
1	事前協議対象となる建築物の外壁改修を行うのだが、色彩は既存と同色である。この場合でも事前協議を行う必要はあるのか。	事前協議の要否については、色彩計画が分かる書類を持参し、事前に市の窓口でご相談ください。 景観形成基準に適合しており、かつ、既存と同色とする外壁の塗り替えであり、良好な景観形成に対して影響を及ぼす可能性が低いと認められる場合には、事前協議を不要とします。
2	景観アドバイザーからの助言を計画に全て反映しなければ事前協議終了にならないのか。	景観アドバイザーには、ある程度の工夫で実現できるような助言から、さらに良好な景観形成を実現するための助言まで、それぞれの専門分野の視点から幅広く助言していただくことを想定しています。 その上で、事業者等には助言を反映するかどうか

		についてご検討いただくこととなりますが、助言を全て反映しなければ事前協議が終了しないというものではありません。
3	景観アドバイザーからの助言を全く反映することができない場合はどうすればよいか。	何らかの理由で助言を全く反映することができないという場合は、事前協議の終了を申し出ていただくこととなります。市にご相談の上、手続を行ってください。
4	助言を反映して計画を修正したら、次の景観アドバイザー会議まで待って、そこで了承を得なければ先に進めないのか。	「事前協議結果に対する見解通知書」で示された修正後の計画は、原則として市が確認し、次回の景観アドバイザー会議では扱わないものとします。
5	事前協議が終了しても、事前協議申出から60日経過しないと景観法に基づく届出を提出することはできなのか。	事前協議が終了しましたら、60日を待たず景観法に基づく届出を提出していただいても構いません。
6	「事前協議結果に対する見解通知書」について、見解を文章で記載するのではなく、修正後の図面を添付する形としてもよいか。	文章による見解の記載に加えて、修正後の図面を添付する形としていただくことが望ましいです。修正後の図面については、修正箇所を確認させていただきます。
7	大規模な事業のため、色彩や外構を決める段階までくると、配置計画や形態意匠について修正することが困難となる。段階を分けて事前協議を行うことはできるか。	事前協議は複数回行うことを可能としていますので、大規模な事業の場合など、1回の事前協議では対応が難しい案件については、段階を分けて事前協議を行うことができます。
8	事前協議終了後、景観法に基づく届出を行う前に変更が生じた場合、事前協議の変更手続が必要となるのか。	景観法に基づく届出のなかで変更内容を確認することを原則としますが、変更内容によっては景観アドバイザーへの相談が必要となる場合もありますので、速やかに市にご相談ください。
9	景観法に基づく届出に変更が生じた場合、事前協議をやり直す必要があるのか。	景観法に基づく変更届出のなかで変更内容を確認することを原則としますが、変更内容によっては景観アドバイザーへの相談が必要になる場合もありますので、速やかに市にご相談ください。
10	景観形成基準のうち定性的な基準について理解を深めるため、過去の事前協議に対する景観アドバイザーの助言内容を知りたい。	事前協議が終了した案件については、事業者等に確認の上、市ホームページ等で公表していきますので、そこから景観アドバイザーの助言内容をご覧いただくことができます。

		また、景観計画届出マニュアルでも景観形成基準の配慮のポイント等を解説していますので、あわせてご覧ください。
--	--	---

Ⅲ 景観アドバイザー会議について

No.	質 問	回 答
1	景観アドバイザー会議ではどのようなことに対して助言が行われるのか。	川崎市景観計画を踏まえたなかで、建築物及び工作物の配置・規模、形態・意匠、外構、外観の色彩、屋外広告物の配置計画等の設計に対して助言を得るものとなります。(都市計画、事業計画等に対する助言を行うものではありません。)
2	景観アドバイザー会議には誰が出席するのか。	景観アドバイザーと市職員が出席するほか、本市の景観計画及び個別の助言内容への理解を深める機会として、事業者や設計者に可能な限り御出席いただくことを想定しています。
3	景観アドバイザー会議は公開されるのか。	会議は関係者のみで開催するため、一般への公開はしていません。

Ⅳ その他

No.	質 問	回 答
1	戸建て住宅のリフォームを行うのだが、外壁の色彩や外構について悩んでいる。景観アドバイザーに相談できるか。	景観アドバイザー会議は、景観形成への影響が大きいものについて、市が専門家から助言を得る場となりますので、戸建て住宅のように景観形成への影響が比較的小さいと考えられるものについては、景観アドバイザーへの相談の対象外としています。なお、事前協議の対象となる場合は、建築物の用途に関わらず手続が必要となります。